

## IV 人権教育研修の進め方

### 1. 人権問題を正しく理解するために

#### (1) 人権とは

人間が人間らしく生きていくための権利であり、国籍・性別・年齢や出身などにかかわらず、すべての人が生まれながらにして当然持っている権利です。また、人権は全ての人々が夢と希望に満ちた、自分らしく輝いた人生を送るために欠かすことのできないものなのです。世界人権宣言や日本国憲法においても侵すことのできない永久の権利として認められています。

人権問題には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など様々な分野における問題があります。

#### (2) 様々な人権問題（法務省HPより）

##### **同和問題**

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、結婚における差別、差別発言、差別落書き等の事案は依然として存在しています。また、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案も発生しています。このような状況の中で、平成28年12月には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。差別や偏見に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけかねないものであり、決して許されないものです。国も、同和問題の解決に向けた取組を積極的に推進しており、法務省の人権擁護機関も、問題の解決を目指して、啓発活動や相談、調査救済活動に取り組んでいます。

同和問題の解決をあらゆる人権問題の解決へと広がりをもった取り組みに発展させ、人が人として尊重される社会の実現に取り組んでいくことが必要です。

##### **女性に関する問題**

男女平等の理念は、「日本国憲法」に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）等によって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場において様々な男女差別を生む原因となっています。

また、性犯罪等の女性に対する暴力、夫・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントやいわゆるマタニティ・ハラスメントなどの妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、女性の人権に関する重大な問題の一つです。

男女がともに社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会を実現していくことが必要です。

## **子どもに関する問題**

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

平成元年の国連総会で、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成6年4月に、この条約を批准しました。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

### **《いじめ》**

最近の子どものいじめは、多様化が進み、情報通信機器の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態も見られます。

また、いじめはささいな行為から危険を伴う行為へつながることも少なくないことから、人権の観点からも重視すべき課題となっています。

いじめをする子どもやいじめを見て見ぬふりをする子どもが生じる原因や背景には、子どもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に絡み合った問題がありますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われます。この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権意識を養っていくことが重要です。

### **《体罰》**

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところですが、体罰による人権侵犯事件は依然として後を絶たない状況にあります。

体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決の志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌を生むおそれがあります。

### **《児童虐待・児童買春・児童ポルノ問題》**

昨今、幼児や児童を親などが虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また、性的虐待の問題や児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする商業的性的搾取の問題が世界的に深刻になっています。

これらの問題の解決に向けて、平成11年11月には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が施行され（平成26年7月施行の改正法により、題名が「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改められ、罰則が拡充・強化）、また、平成12年11月には「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され（累次の改正あり）、積極的な取組が行われています。

学校におけるいじめの事案は、依然として数多く発生しており、家庭内における児童虐待の事案も増加し、中には死に至る深刻なケースも生じるなど、大きな社会問題となっています。

これらの事案は、事柄の性質上、周囲の目に付きにくいところで起こり、被害者である子どもは身近な人に相談することをためらうことが多いことから、重大な結果に至って初めて表面化するという例が少なくありません。

子どもが健やかに育つためには、子どもを市民の一人としてとらえ、子どもの権利や自由を尊重していくことが大切です。

また、学校・家庭・地域が連携をとり、地域ぐるみで子どもを育てていこうという気運を高めていく必要があります。

### **高齢者に関する問題**

介護の際に虐待を受けた、無断で財産を処分されたなどの事案が発生しています。豊かな知識と経験を基にこれからも社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい…。高齢者が生き生きと暮らせる社会の実現を目指して、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にすることを育てる必要があります。

我が国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。こうした状況の中、高齢者に対する就職差別、介護施設等における身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）等といった高齢者に対する人権侵害が大きな社会問題となっています。

高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることから、平成18年4月には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

高齢者が健康で豊かな生涯を過ごすためには、保健・医療・福祉サービスなどの社会サービスの配慮はもちろんのこと、人間としての尊厳が重んじられ、一人ひとりの人生観や信条が大切にされる差別のない明るい社会を作ることが必要です。

また、社会の重要な一員として、その個性や能力を十分に発揮しながら主体的に社会活動に参画し、生きがいをもって生活し活動できるような環境づくりが必要です。

### **障がい者に関する問題**

障害のある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、国や地方公共団体が障害のある人に対する各種施策を実施してだけでなく、社会の全ての人々が障害のある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

我が国は、平成5年3月に作られた「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」や、平成7年12月に決定された「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略」に基づき、「障害のある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」というノーマライゼーション（心身に障がいのある人もない人も、地域社会の中で同じように暮らせるような社会が通常であるという考え方）を基本理念の一つとする障害者施策を進めてきました。

しかし、現実には、車椅子での乗車やアパートへの入居を拒否される事案が発生するなど、障害のある人に対する理解や配慮はいまだ十分とはいえず、その結果として障害のある人の自立と社会

参加が阻まれており、共生社会は十分に実現されているとはいえない状態にあります。

このような中、平成 16 年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とする差別禁止の理念が法律に明記されるとともに、12 月 9 日の「障害者の日」が 12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」に拡大されました。同週間では、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、「共生社会」の理念の普及を図るための多彩な行事を集中的に開催しています。平成 23 年には、障害のある人があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定するなど、「障害者の権利に関する条約」の理念を踏まえた「障害者基本法」の改正が行われました。

また、障害のある人に対する虐待を防止すること等を目的として、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。あわせて、我が国は、平成 26 年 1 月、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を批准しました。さらに、平成 28 年 4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。これを受けて、障害者の差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する考え方を示した基本方針が定められたほか、国の行政機関においては基本方針に即した職員の取組についての対応要領を作成し、主務大臣は事業者の取組に関するガイドラインを作成しました。

これに加え、政府は平成 30 年 3 月に「障害者基本計画（第 4 次）」を策定し、障害者に対する施策を推進しています。

障がい者の人権が尊重され、誰もが同じように生活し活動できる社会を実現するためには、すべての人が障がい者への理解と思いやりの心を養うとともに、ノーマライゼーションの理念を広く社会に定着させることが必要です。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」の推進によって、共生社会を実現するため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### **アイヌの人々に関する問題**

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から、就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

### **外国人に関する問題**

外国人であることを理由に、アパートへの入居を拒否されたり、外国人を排斥する趣旨の言動が公然とされるという事案が発生しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

今日、我が国に入国する外国人は増加しており、平成 29 年には 2,743 万人（再入国者を含む。）で、過去最高となっています。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチであるとして社会的関心を集めており、平成 28 年 6 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになりかねないことから、法務省の人権擁護機関では、これまでの「外国人の人権」をテーマにした啓発に加え、こうしたヘイトスピーチがあってはならないということを理解しやすい形で表した啓発活動等に取り組んでいます。

日本国内には、現在、多くの外国人が居住しています。このような中、異なる文化について相互理解が十分でないことなどから、外国人に対する民間住宅への入居差別、就労に関する不利な扱いなど、様々な人権問題が発生しています。

また、在日韓国・朝鮮人については、民族的偏見により、就職・結婚などにおいて差別を受けている事象や、児童・生徒に対するいやがらせなども発生しています。

外国人の基本的な人権が尊重されるとともに、国籍・文化が異なる人々が共働でまちづくりを推進する多文化共生の都市を目指した取り組みが必要です。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、また、今後、外国人材の受入れ拡大を受け、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人と接する機会はますます増加することが予想されます。共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語・宗教・生活習慣等の違いを正しく理解しこれらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

### **HIV感染者・ハンセン病患者などに関する問題**

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、今なお様々な病気に関しての正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特に、エイズウイルス（HIV）やハンセン病など疾病に対する正しい認識が不足しているものについては、患者や感染者など、さらにはその家族に対してまで、差別や偏見及び排除など人権にかかわる問題が発生しています。

エイズウイルス（HIV）は、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症ですが、感染力は弱く、感染したとしても発病することは極めてまれで、しかも、万一発病しても、現在では治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

平成 15 年 11 月に起きた熊本県内のホテルのハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件によって、依然として誤った認識や偏見が存在していたことが明らかになりました。このような偏見や差別の解消を更に推し進めるため、平成 21 年 4 月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されています。

エイズ患者、HIV 感染者への差別や偏見をなくし、共に生きていこうとする意識や行動を育てることを目指した取り組みが必要です。

## **刑を終えて出所した人に対する人権侵害**

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## **犯罪被害者とその家族に対する人権侵害**

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## **インターネットによる人権侵害**

インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。

我が国のインターネットの利用率（個人）は年々上昇傾向にあり、平成 29 年は 80.9%となっています（平成 30 年版情報通信白書より）。こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉を侵害したり、差別を助長する表現等、人権に関わる様々な問題が発生しています。

現在、小学生・中学生等の青少年の利用が年々増加している一方、SNS 等を利用した誹謗中傷等、子どもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も発生しています。そうした状況を踏まえ、政府は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を平成 21 年 4 月から施行し、インターネット関係事業者にフィルタリングの提供を義務化するなど、対策に取り組んでいます。

また、いわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則、画像の削除に係る「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆる「プロバイダ責任法」）の特例及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が、平成 26 年 12 月に施行されました。

また、近年の情報通信技術の発達に伴い、自己の意志とは関係なく個人の情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーが侵害されるといった、インターネットなどを利用した人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が発生してきています。そのため、一般のインターネット利用者等に対して、インターネットを正しく使用し、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を推進していくことが必要です。

## **拉致被害者等に関する問題**

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

## ホームレスに対する偏見や差別問題

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

## 性的指向・性自認などに関する問題

《性的指向（Sexual Orientation：セクシュアル オリエンテーション）》

「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。

性的指向とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念を言います。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

《性自認（Gender Identity：ジェンダー アイデンティティ）》

からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念です。「こころの性」と呼ばれることもあります。

多くの人々は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致していますが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえあります（性同一性障害）。そして、こうした人たちが、偏見の目を向けられたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりすることがあります。

平成 16 年 7 月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たす者については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました（平成 20 年 6 月の改正法によって条件を緩和）。

性的指向及び性自認に関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは一般的に次のことを指しています。

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：こころの性とからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

性的指向に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。

また、からだの性とところの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々があります。こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

### **人身取引に関する問題**

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

### **東日本大震災に起因する人権問題**

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故により、周辺住民の避難指示が出されるなど、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このような中、避難生活の長期化に伴うトラブルや被災地からの避難者に対するいじめ等の人権問題が発生しています。

一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

### **様々な人権問題**

このほか、様々な人権にかかわる問題が存在しています。古くからの伝統的な慣習や風習などの中には、合理的な理由や科学的根拠がないにもかかわらず、日常的に深く浸透し、先入観により無意識のうちに差別意識を植え付けているものがあります。このような様々な人権問題や、今後新たに生じてくる人権問題についても、人権を尊重するという視点に立った取り組みが必要です。

## **(3) 人権教育・啓発を進めるための学習を**

私たちは「人権を尊重し、人の多様性を認め合うまち」の実現に向けて、日常生活にある様々な人権問題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人に関する問題など、個別分野における人権問題）の解決を、あらゆる人権問題の解決につなげていくという手法と、「法の下での平等」「個人の尊重」と言った普遍的な理念を踏まえて人権意識の高揚を図ることにより、個別分野における人権問題の解決につなげていくという手法を組み合わせ、総合的な人権教育を推進し、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活で態度や行動に現れるような人権感覚の涵養を図る学習を組み立て、推進していくことが大切です。

## **2. 学校で行われている人権教育**

### **(1) 学校で行われる人権教育の目指すもの**

人権教育の目標は、一人一人の子どもたちがその発達段階に応じ、

- ① 人権の意義・内容や重要性についての知的理解を深めること

② 自分の大切さと同様に他の人の大切さを認めることができ、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動となって現れるようにすることです。

また、そのための必要な力や技能として、

- 他人の立場に立ってその人に必要なことや、その人の考えや気持ちなどが分かるような想像力や共感的に理解する力
- 考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような伝え合い、分かり合うためのコミュニケーションの力やそのための技能
- 自分の要求を一方向的に主張するのではなく、建設的な方法により他人との人間関係をつないでいく力や技能が求められます。

## (2) 学校での人権教育の取り組みの現状

児童生徒の人権感覚を高めるには、日々の取り組みがとても大切です。各学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて人権尊重の精神に立った学校づくりが進められています。

また、子どもの発達段階を踏まえ、小学校6年間・中学校3年間で育てたい資質・能力を見据えた系統的な計画をもとに、人間の尊さ、人権の大切さを理解させ、差別を許さない、なくしていく強い意志と実践力と、人に対するあたたかい思いやりの心を持った人間の育成をめざして取り組まれています。

人権学習にあたっては、人権研修テキストをはじめ、道徳副読本などを活用した学習や、様々な体験活動、地域に出かけての調べ学習など、学習方法も多様になってきています。さらに、人権教育の推進にあたっては、校長をはじめ教職員一人ひとりの人権感覚を高めるための研修会や確かな学力の向上を図るための研修会が実施されています。

こうした取り組みとあわせて、教育がより効果を上げるためには、学校・学級自体が人権を大切にできる環境や雰囲気であればなりません。そこで、子どもたち同士の関係・教職員と子どもの関係などの人間関係づくりにも取り組んでいます。

## 3. 社会教育での取り組み

### (1) 私からはじまる人権

市民のだれ一人として、人権侵害があってよいという人はいないでしょう。わが子に人権侵害をするように教える親もいないでしょう。

しかし、今もなお社会には様々な人権問題が存在しています。だれもが人権侵害をすることも、受けることもよしとはしていないのに、なぜ様々な人権問題があるのでしょうか。様々な人権侵害があるなら解決しなければならないと誰でも考えるのに、なぜなくなるのでしょうか。

「誰かが様々な人権問題を解決してくれるのを待つ」のではなく、一人ひとりが「自分にできることをする」ことによって様々な人権問題は解決に向かいます。

その一歩が、PTA、公民館などで開催される人権教育研修会に自ら積極的に参加し、学ぶことから始まります。

## (2) 地域の中で

地域では、市民一人ひとりの人権問題に対する正しい認識を図るため、公民館、市民センターやPTA等の社会教育の分野をはじめ、自治協議会等の各種団体が様々な人権問題の学習や取り組みを推進しています。

## (3) 企業・職場の中で

今日の企業においては、利潤を追求することにとどまらず、企業も社会を構成する一員としての社会的責任（CSR）と社会的貢献を果たすことが求められており、積極的に人権問題や環境保全への取り組みなどを担っていく必要があります。そのための様々な活動が推進されています。

## (4) 人権が尊重される社会づくり

人権は、私たちが生きていくための権利であり、人権を尊重することは、日常生活の中で最優先されるべきことといえます。

一人ひとりがそのことに気づいて、さらに一歩踏み込み「なぜ」「本当にそうか」「そのためにどうしたらいいか」と考え、行動することが重要です。

家庭・地域・職場などで何気なく過ごしている日常生活ですが、ちょっとした事柄を人権という“ものさし”で考えてみるだけでいろんな問題点が見えてきます。

私たち一人ひとりが人権について積極的に考え、様々な人権に配慮して日常生活を見直すことが、人権が尊重される社会をつくる第一歩です。

私たちみんなの力で、「自己決定の尊重と自己実現が追求できる社会」、「差別や不合理な較差の解消に取り組む社会」、「一人ひとりの多様な生き方を共に支え合う社会」を実現しましょう。

## 4. PTA人権教育研修の実施にあたって

大分県では、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」に基づき、条例の目的である人権が尊重される社会づくりを進めるため、「大分県人権尊重施策基本方針」を策定しています。

PTAでの人権教育の推進は、会員一人ひとりが人権についての理解を深めることを通して、学校での人権学習を積極的に受け止めることのできるような家庭の基盤づくりと、人権を尊重し人の多様性を認め合う地域づくりをめざして実施するものです。

PTA人権教育研修が真に実りあるものになるためには、教職員の参画のもとに、PTA全体で取り組むことが大切です。

### (1) PTA全体で取り組むには

研修を実施するときには、一つの専門部会だけにまかせてしまうのではなく、運営委員会（理事会）などで十分に話し合っ、研修を運営するときの各委員会の役割分担や、かわり方を決めるなどの取り組みが必要です。

- ① 広報委員は広報紙を通して、学級委員や地域委員などは各委員会活動を通して人権教育研修のねらいや必要性、内容を十分に伝え、研修への参加意欲を皆で高めていきましょう。
- ② 研修終了後は、研修会の中で出された問題点や疑問を整理し、学習の中で理解できた事柄や研修会の雰囲気を広報紙などで広く会員に伝えていきましょう。

また、疑問点や問題点などについては、学校の協力を得て運営委員会だよりや成人教育委員会だよりなどで解説し、機会をとらえて啓発していくことも大切です。日常的に保護者と教師の連携を図りながら、学級 PTA 活動、地域 PTA 活動の中で人権問題についての理解を深めていきましょう。

- ③ 校区内では、公民館や人権尊重推進協議会等をはじめとする地域の機関や団体、また企業などでも人権問題に取り組んでいます。こうした地域の取り組みとも連携・協力しながら、地域ぐるみで人権問題の解決に向け、取り組みを進めていきましょう。

## (2) 企画にあたって

学習テーマの設定や学習内容を決定するときには、会員の意識を確かめるために事前にアンケート調査などを実施する P T A が多くなってきています。これは研修会活動を深めていくために大変有意義なことです。また、意見を反映することにより、より多くの会員の参加が期待できます。

- ① 研修は 1 回だけで終わってしまうのではなく、継続して学習を進めていくことで理解が深まりますので、継続研修を実施することも考えましょう。継続する場合に回を追うごとに内容が深くなっていくように配慮しましょう。
- ② 研修の内容には、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、H I V 感染者等の様々な人権問題についての学習とともに、「基本的人権」「法の下での平等」・「個人の尊重」といった人権に関する普遍的理念を学ぶなど、総合的な視点に立った会員一人ひとりの人権意識を高めるための学習内容が考えられます。
- ③ P T A 人権教育研修は、学校での人権教育を理解する上でも大変重要なことです。子どもたちが学ぶ学校の人権教育の方針や取り組みについて聞いたり、話し合ったりすることは、子どもたちが学校で学んだ人権学習を支え深めていく上で、また、家庭において人権教育を理解する上でも、とても大切なことです。こうした機会をぜひ持つよう取り組みましょう。
- ④ 子どもの生活行動や日頃の態度、心の発達などをふりかえりながら、人権の大切さや人としての豊かな心を育てることなど、PTA 活動に即した研修内容で話し合うこともよいでしょう。
- ⑤ 人権教育は、自分の生き方を見直し、また他の人の生き方を尊重しながら人間性を高めていくことです。日頃の自分のあり方をふり返るような内容を考えるとよいでしょう。

## (3) 実施にあたって

- ① まず、役員や委員が人権問題について十分に理解を深めておきましょう。
  - 全体研修の前に委員が学習する。
  - 日頃から定期的に様々な人権問題について、委員を中心とした学習会をしておく。
- ② 会員一人ひとりが参画できる研修を行きましょう。
  - 役員・委員や全会員を対象とした継続研修
  - 全体研修と分散会（研修受講状況などにより区分する）
  - 全体研修と学年ごとの分散会
  - 新会員（新 1 年生の保護者）を対象とした研修
- ③ 聞くだけの研修ではなく、全員が発言できるようにしましょう。

- 参加者が多いときは、小グループにわけろ。
- 会員相互で意見を交換する。
- ④ 事前に講師・助言者・学校と十分に打ち合わせておきましょう。
  - 研修のねらい
  - 研修の展開
  - 研修方法や活用する教材・教具
  - 研修での教師の役割
- ⑤ 人権学習の参観や学級懇談会などで、子どもたちが人権を大切にすることについてどのように学んでいるかを学習しましょう。
- ⑥ ビデオなどを見たときは、感想や意見を出し、自分の家庭や生き方と結びつけながら、話し合しましょう。

#### (4) 研修のねらいをはっきりと

P T A人権教育研修の基本的な学習内容として、具体的には次のようなものが考えられます。

〈人権教育について正しく理解するために〉

- 基本的人権の尊重とはどういうことか。また、人権教育について正しく理解し、そのめざすものは何か。
- 学校では、人権教育がどのように取り組まれているか。
- 様々な人権問題を解決するためには家庭がどのような役割を果たさなければならないか。
- 地域や家庭で人権問題にどのように取り組むべきか。
- 子どもの人権と進路の保障について

〈同和問題など様々な人権問題の本質や実態を正しく理解するために〉

- 同和問題など様々な人権問題の解決が、行政及び国民の責務であると同時に国際的課題と言われるのは何故か。
- 現実に様々な人権侵害が、私たちの生活にどのような影響を及ぼしているのか。
- 部落解放運動など様々な人権確立の運動が、国民の基本的人権の確立にどのように寄与してきたのか。
- 様々な人権侵害が、なぜ今日の民主主義社会に生きつづけているのか。

〈人権教育・啓発の趣旨を正しく理解するために〉

- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 人権教育・啓発基本計画
- 人権教育の指導方法等の在り方について

〈人権問題を自分自身の課題としてとらえるために〉

- 様々な人権問題の解決が、市民の生活にどのように関わっていくのか。
- 人権問題に対する潜在的な忌避意識や差別意識を問い直す。
- 身の回りにある様々な人権問題に気づき、その解決に取り組む技能や態度を身につける。
- 人権問題を解決するために、今何をしなければならないか。

## (5) ビデオ (DVD) を利用する場合

ビデオ (DVD) を利用することによって、同和問題など様々な人権問題が、歴史的・社会的事実として現実に生きて存在することを映像によって視覚的に認識させることができます。

ビデオを見た後、参加体験型研修を取り入れたり、話し合いの時間をとったりすることで、研修会の効果を一層高めることができます。また、研修にあたってはビデオの内容に基づき、適切な助言者により研修のまとめを行きましょう。

- ビデオ学習の利点は次のようなものです。
  - ・ 実際に映画を視聴するので、その後の話し合いや研修の内容が具体的になる。
  - ・ 参加者が映画の内容をもとに意見を出しやすくなる。
  - ・ ビデオを視聴することにより、知らない現実を認識することができ、さらに多くの人  
が意見を出し合うことで、自分と違った考えを知り、ともに学ぶことができる。
- ビデオは、あらかじめ研修の主題 (テーマ) とねらいを検討した上で、選定しましょう。  
内容については、
  - ・ 同和問題など様々な人権問題が歴史的・社会的事実として現実に存在することを認識する。
  - ・ 人権問題とは何かを、私たちの身の回りの生活実態の中で明らかにする。
  - ・ 人権問題が、日本の社会構造の中でどのように温存助長されてきたかを認識する。
  - ・ 同和問題など様々な人権問題の解決をめざしてどのような活動を続けてきたかを認識する
  - ・ 同和問題など様々な人権問題の解決が、行政及び国民の責務であると同時に国際的課題であるということを理解する。
  - ・ 同和問題など様々な人権問題解決に果たす学校教育・社会教育の役割の重要性を認識する
  - ・ 人権問題の解決に国及び県・市の行政や市民は、具体的にどのように取り組むべきかを正しく理解する。

## (6) あらゆる機会に人権尊重の視点をふまえた取り組みを

研修活動に限らず、PTA 活動のあらゆる機会を通して、人権尊重の視点をふまえた活動が展開されることが重要です。